

平成31年第7回教育委員会定例会

開会年月日 平成31年4月12日（金）
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 河 口 浩
同 委 員 高 柳 誠
同 委 員 坂 口 節 子
同 委 員 新 井 良 保
同 委 員 伊 神 泉

議 題

1 議案

- (1) 議案第15号 小学校教科書協議会への諮問内容について
- (2) 議案第16号 中学校教科書協議会への諮問内容について
- (3) 議案第17号 特別支援学級調査委員会への諮問内容について

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画（素案）の撤回・見直しを求
める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画（素案）の抜本的見直しを
求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画（素案）の撤回を求める陳
情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて
〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実
・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (11) 平成28年陳情第3号 就学援助の入学準備金3月支給など、制度拡充に関する陳情
〔継続審議〕

3 協議

- (1) 光が丘第四中学校の適正配置について〔継続審議〕
- (2) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

4 報告

- (1) 教育長報告
 - ① 中学校特別支援教室の開設について
 - ② 医療的ケア児支援事業（モデル事業）の開始について
 - ③ 熱中症計の配備について
 - ④ 平成31年度小学校移動教室および知的障害学級宿泊学習の実施について
 - ⑤ 平成31年4月1日付け練馬区立学校等の教職員の異動者数について
 - ⑥ 練馬区教育委員会不登校対策方針の改定について
 - ⑦ その他
 - i その他

開 会 午後 3時30分
閉 会 午後 4時52分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	堀 和 夫
こども家庭部長	小 暮 文 夫
教育振興部教育総務課長	櫻 井 和 之
同 教育施策課長	吹 野 浩 一
同 学務課長	清 水 輝 一
同 学校施設課長	竹 内 康 雄
同 保健給食課長	小 林 敏 行
同 教育指導課長	谷 口 雄 麿
同 学校教育支援センター所長	小 野 弥 生
同 光が丘図書館長	清 水 優 子
こども家庭部子育て支援課長	鳥 井 一 弥
同 こども施策企画課長	太 田 喜 子
同 保育課長	宮 原 正 量
同 保育計画調整課長	大 窪 達 也
同 青少年課長	加 藤 信 良
同 練馬子ども家庭支援センター所長	武 熊 雅 郎

教育長

ただいまから、平成31年第7回教育委員会定例会を開催する。

案件に入る前に、この4月の人事異動により、教育委員会事務局の管理職員等に異動があったので紹介する。

異動のあった管理職員については、各部長から、指導主事については教育指導課長から紹介させていただく。

教育振興部長

教育振興部長である。私から、教育振興部の管理職員の異動者について紹介する。
教育総務課長、櫻井和之である。

教育総務課長

櫻井である。よろしく願います。

教育振興部長

教育指導課長、谷口雄磨である。

教育指導課長

谷口である。よろしく願います。

教育振興部長

学校教育支援センター所長、小野弥生である。

学校教育支援センター所長

小野である。よろしく願います。

教育振興部長

光が丘図書館長、清水優子である。

光が丘図書館長

清水である。よろしく願います。

こども家庭部長

こども家庭部長である。私から、こども家庭部の管理職員の異動者について紹介する。
保育課長、宮原正量である。

保育課長

宮原である。よろしく願います。

こども家庭部長

練馬子ども家庭支援センター所長、武熊雅郎である。

練馬子ども家庭支援センター所長

武熊である。よろしく願います。

こども家庭部長

練馬子ども家庭支援センターの副参事、宮原恵子については、現在、東京都児童相談センターに派遣となっている。よろしく願います。

教育指導課長

教育指導課長である。私から、新任の統括指導主事および指導主事を紹介する。
初めに、統括指導主事である。
統括指導主事、石川淳一。

統括指導主事

石川である。よろしく願います。

教育指導課長

次に、指導主事である。
指導主事、市川朋基。

指導主事

市川である。よろしく願います。

教育指導課長

もう一人、指導主事で川路美沙がいるが、現在研修で不在である。
よろしく願います。

教育長

それでは案件に沿って進めさせていただく。
本日の案件は、議案が3件、陳情が11件、協議2件、教育長報告6件である。

- (1) 議案第15号 小学校教科書協議会への諮問内容について
- (2) 議案第16号 中学校教科書協議会への諮問内容について
- (3) 議案第17号 特別支援学級調査委員会への諮問内容について

教育長

初めに議案である。
議案第15号「小学校教科書協議会への諮問内容について」、議案第16号「中学校教科書協議会への諮問内容について」、議案第17号「特別支援学級調査委員会への諮問内容について」。これらの議案については、関連する内容と思われるので、一括して説明を願います。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

教育指導課長から説明があったとおり、中学校は現在使用している教科書を引き続き使用してよいか採択することとなる。特別支援学級については、去年も決定していただいたが同じイメージでよろしいかと思う。小学校は、全教科について新しい教科書を採択することになる。そのための協議会への諮問ということだが、何かご質問、ご意見あるか。

坂口委員

小学校の教科書は、いつ届くのか。

教育指導課長

見本は、もうしばらくで届く。教育委員の皆様にもご覧いただく。

教育長

ほかにいかがか。 よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、ここでまとめたいと思う。

議案第15号から17号までについては「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは3件の議案について「承認」とする。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕

- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画（素案）の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画（素案）の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画（素案）の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (11) 平成28年陳情第3号 就学援助の入学準備金3月支給など、制度拡充に関する陳情〔継続審議〕

教育長

次に、陳情案件である。

継続審議中の陳情11件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日は全て「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

- (1) 光が丘第四中学校の適正配置について〔継続審議〕
- (2) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。

協議(1)光が丘第四中学校の適正配置について、本日新たに資料が提出されているので、説明をお願いする。

教育施策課長

資料に基づき説明

教育長

光が丘第四中学校が3月31日をもって閉校したということである。教育委員会でもこの間何度も議論してきた経過があるので、本日この報告をさせていただいた。

何かご質問、ご意見はあるか。

伊神委員

光が丘地区は他にも中学校があるが、昨今子供たちが減っているので、もしかしたら第2、第3の閉校ということも考えられなくはないかと思う。ぜひ子供をもっと呼び込んでいただくことを、これから期待していきたい。

教育長

ほかにいかがか。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、ここでまとめたいと思う。
この協議案件については今回で終了としたいが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、終了とさせていただく。その他の協議案件については、本日のところは「継続」とし、次回以降に協議を行いたいと思う。よろしく願います。

(1) 教育長報告

- ① 中学校特別支援教室の開設について
- ② 医療的ケア児支援事業（モデル事業）の開始について
- ③ 熱中症計の配備について
- ④ 平成31年度小学校移動教室および知的障害学級宿泊学習の実施について
- ⑤ 平成31年4月1日付け練馬区立学校等の教職員の異動者数について
- ⑥ 練馬区教育委員会不登校対策方針の改定について
- ⑦ その他
 - i その他

教育長

次に、教育長報告である。本日は6件ご報告する。
それでは、報告の①番について、説明をお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

教育長

小学校においては、昨年度、特別支援教室の全校開設が完了しており、今度は中学校全校に開設するという内容であった。

何かご質問やご意見があれば出していただきたい。

高柳委員

中学校で在籍校の支援教室になかなか行けない、抵抗があるというお子さんについては、拠点校等への通学も今後認められるのか。

学務課長

今回の一斉開設にあたり、各学校の校長先生や巡回指導教員等を含めた作業部会で鋭意検討を進めてきた。この中で昨年度中学校1年生だったお子さんは、今回の特別支援教室の導入にあたり、大きく教育環境が変わってしまうだろうという意見があり、昨年度中1の生徒は、卒業するまでは、巡回先にするのか、在籍校にするのか選べる形をとった。子どもは激変緩和措置と呼んでいるが、今の2年生が卒業するまでの今年度と来年度の間については、保護者または本人の意向を踏まえて指導場所を選べる措置をとっている。

教育長

ほかにいかがが。

坂口委員

ADHD、ASDの子供が主流になると思うが、肢体不自由など全ての障害に対して受け入れるということか。

学務課長

知的な障害、肢体の障害、また、難聴であったり弱視であったり、言語、言葉の課題であったり、さまざまな障害があるが、この特別支援教室は情緒系の課題のある子が入る。例えば、知的も、区では特別支援学級を設置しているが、知的の課題が重い子は都立の特別支援学校などさまざまな就学先がある。

坂口委員

わかった。

新井委員

今、学務課長から説明のあったとおり、障害が重度の子供は、特別支援学校や養護学校での対応となる。中度・軽度のいわゆる情緒障害の子供たち、特に発達障害が近年指摘されている。そういった子供たちに、普通学級の中でできる科目もあるけれども、で

きない科目等においては特別支援教室等で1人1人に対するきめ細かな指導をしていただくというシステムだと思う。練馬区において、今報告のあったとおり、小学校・中学校全校で配置ということで、その点についてほんとうにうれしく思う。

文部科学省の学習指導要領の中には6つの指導内容について規定されている。コミュニケーション、身体の動き、環境の把握、人間関係の形成、心理的な安定、健康の保持、この6つを相互に関連させて、そして、いわゆる学習上、生活上の困難を克服するための知識・技能・態度及び習慣を身につけさせなさいと。具体的にこれをやれと言えば楽なのだが国はそういうことを言っていない。だから、担当の先生がご自分で勉強されて、この6項目をきちんと踏まえた具体的な指導内容、指導プログラムを考えていかなければいけない。そういう意味でも、拠点校と巡回校の先生方とのコミュニケーションが非常に大事ではないかと考えている。

学務課長

これまで小学校で進めてきたが、今、委員からあったように、巡回の先生と在籍校の先生がいかに連携できるかは大変重要なテーマであった。巡回の先生には、学校に行っていただけ、指導だけではなく、少し気になる子を教室の後ろで見てアドバイスをするといったご協力をいただいている。その連携がなければ、この制度自体中身がなくなってしまうので、しっかりと取り組んでいく。

新井委員

巡回指導教員が一番大事なキーマンではないかと思う。この先生方に対して区としてもどう支援していくかは大事だと思う。

教育長

ほかにいかがが。よろしいか。

中学校では始まったばかりだから、今後いろいろ課題も出てくるだろうと思う。また、報告していただく。

それでは、報告の②番について説明をお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

教育長

何かご質問、ご意見があればお出しいただきたい。

高柳委員

特別な配慮を要するお子さんについて、こういう措置が年々できていくというのは、いろいろなご努力があったと思うが、大変いいことだと思う。また、保護者も大変助かると思うので、今後ともこういう配慮を要するお子さんについてのケアを進めていただきたいと思う。

新井委員

この医療的ケア児支援事業の開始ということで、大変うれしく思う。まだ練馬区として7名ということだが、ニーズはあるのではないかとと思う。

要望なのだが、神奈川では、医療的ケアをやっている学校に脳神経外科が月に1回巡回し、手技や衛生面などチェックしてくれた。医療的ケアなので、万が一のことがあるわけだ。そういう意味で、今後の課題として、医師のいわゆる指導や援助といったことをぜひ考えていただきたいと思う。

学務課長

医師の派遣ということだが、脳性麻痺等によって先天性な課題があるお子さんもたくさんいらっしゃるが、今、区で取り上げている3つの医療行為、たんの吸引、経管栄養、導尿については、基本的にそこまでの方はいらっしゃらない。個人情報なので簡単にするが、このお子さんは、状況によっては車椅子に乗ることもあるが、歩行器をつけながら校内等を元気に歩きまわり、ただ、導尿の支援が必要というお子さんである。当然、訪問看護ステーションが巡回する際には、医師の指示書に基づいて看護を行うのが原則なので、状況を検討しながら医療的な助言等含めて検討していく。

教育長

ほかにいかがが。よろしいか。

やりながら課題もまた議論して、より良いものにしていきたいと思う。

それでは、報告の③番について説明をお願いします。

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

体育館に空調を7年間で全校に配置するというので進めているが、当然学校によってはタイムラグもある。昨年度は、大型扇風機を全校に配備したが、今年は熱中症計を見てわかりやすい熱中症予防の方法になるのではないかと思い、配備することとした。その報告が今あったところだ。

何かご質問、ご意見はあるか。

高柳委員

今お話にあったように、熱中症については各学校で大変配慮しているところだと思う。この熱中症計の配備は大変いいことだと思う。

質問だが、携帯用については、校庭やプールなど、体育の時間や課外活動等で使用することを想定しているのか。

また、参考にある熱中症予防運動指針という一覧表については、職員室や体育館など、熱中症計のあるところに掲示しておくのか、教えていただきたい。

保健給食課長

まず、1点目の携帯用の熱中症計の使い方が、おっしゃるとおり、運動場やプールサイドなど、運動をしているところ、あるいはこれからするところにその都度持ち出して、その状況を把握し対策の手がかりとするために使用することを想定している。

2点目の熱中症予防運動指針だが、これは熱中症予防ガイドブックに記載してあるものであり、学校で対応する際の手がかりとしているものである。これそのものを張り出すということではないのだが、今回配備を予定している箱形の熱中症計は、表示画面がかなり大きく、WBGTの数値がはっきり出る。また、熱中症のレベルを色分けで表示する機能もあるので、視覚的によりわかりやすく確認できるものとなる。

高柳委員

WBGTという、この数値が意味していることを学校の職員に周知できるのか。今言ったように色の表示で危険度を周知するのか。

保健給食課長

配備にあたっては、機能や使い方を学校に周知し、適正に運用できるようにする。

教育指導課長

委員からのご指摘のとおり、教職員がこの表の意味を理解し、あるいはこの意義を理解する必要はあると考える。合同校長会などの機会を捉えて、職員室あるいはプールサイド、体育館などに、掲示物を張るなどの工夫例としてお示ししながら、啓発を第一に考えていきたい。

高柳委員

わかった。よろしく願います。

教育長

ほかにいかがか。

坂口委員

これは精度が高く、高価なものなのだろうと思う。いずれ学校だけではなくて、地域で集まる場所などにも配備されるといいと思う。

伊神委員

数値が幾つと出たときには体育の授業をやめるという基準があるのか。実際に練馬区の体育館は5月ぐらいから非常に厳しい状態になっており、この数字だけで判断すると、ずっとやめるということになってしまう気もする。ある程度の先生の配慮や今までの経験値などが必要だと思う。一定の数字だけでやめる、色だけでやめるということになると、それは子供たちにとっては、大好きな体育の授業ができずかわいそうな気がするの

で、その辺の配慮や工夫をしていただきたいと思う。

教育指導課長

委員ご指摘のとおり、カッティングラインを設けてしまうと、なかなか体育の授業ができずに、ずっと教室での体育授業が続くことも想定される。いずれにしても、子供たちの状況をよく見ながら、これを1つの指針として、目安として活用していただきたいと各学校には伝えている。場合によっては、この指数が上がらなくても具合が悪くなる子供もいるので、児童あるいは生徒の観察を特に注意してやっていただくことになる。何よりも子供たちが健康で、安全第一に過ごせるように進めていただきたいと校長には伝えている。

保健給食課長

先ほど価格についてのお尋ねがあったので、報告する。正式な価格は入札などの手続きを経るが、市販の価格だと壁面設置用はおおむね2万円程度、携帯用は3万円程度である。

教育長

こういう機械類というのは、頼り過ぎてもいけないし、かと言って何もないと目安がないと言われてしまう。基本は、先ほど教育指導課長が言ったように、いつも子供の様子をきちんと見ること。機械だけでなく、子供の様子を見るのだということを、ぜひ徹底していきたいと思う。

ほかにいかがか。よろしいか。

それでは、報告の④番について説明をお願いします。

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

内容に変更はないのか。

保健給食課長

知的障害学級の宿泊数について、中学校は従来3泊だったものが今回からは2泊になった。

教育長

2泊3日でそろえたということだ。毎年行っていることだが、何かご質問、ご意見はあるか。

よろしいか。

それでは、報告の⑤番について説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

何かあるか。

高柳委員

感想だが、今まで区外からの転入の割合が多く、区内の昇任が少なかったなと感じていた。しかし、今年度を見ると、区内と区外がバランスよく配置されており、大変いいことだと思う。

教育長

ほかにいかがか。よろしいか。

それでは、報告の⑥番について説明をお願いします。

学校教育支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

もともとこの不登校対策方針をつくって、不登校をなくす方向でやってきたわけだが、2年たって、若干マイナーチェンジをしたということで、今説明があった。

ご意見、ご質問があったら出していただきたい。いかがか。

高柳委員

構造的にそれぞれについて具体策を考えられていて、大変有効なものが多いと思う。不登校のお子さんがなくなればほんとうにいいことだが、いろいろなケースがあって大変だと思う。1人1人に寄り添った不登校対策を今後も継続的に考えていき、少しでも不登校の児童生徒がなくなるといいと思っている。

教育長

この対策方針は、つくるのが目的ではなく、これをいかに具体化していくかが大事だと考えている。この2年間いろいろな取組を行う中で、現実にはそぐわないところや、状況が変わってきているところを新しく作り直し、今回お示しした。加えて、常にローリングしていきながら、この方針がほんとうに実効あるものになるように、教育委員会はもちろんだが、各学校にも、この方針に基づいて対策を講じていただきたいと思っている。

ほかにいかがか。

坂口委員

卒業式に参加したときに、お名前を呼ばれるけれど姿のない生徒さんが何人かいて、ほんとうに胸を痛めた。

不登校には、さまざまなケースがある。虐待で家から出さないといったこともあるだろうが、1人1人のケースそれぞれに理由があるわけで、それについて一生懸命みんな考えてみようという、社会の枠のような支援が必要かと思う。

8ページに、学校教育支援センター、福祉事務所、民生委員などの連携を図りながらとある。民生委員など守秘義務のある人たちには早くお子さんの情報を学校が公開できれば、地域の人は意外に学校が持たない情報を持っているので、解決につながることもあると思う。ある主任児童委員だが、家庭との連絡が非常によくできており、朝、その子の家に行って、「A君どう？今日は学校行ける？」と言って学校まで付き添ったという方もいる。それぐらいきめ細かさで、学校に行きたくないと思っている子供や、その親などと連携をとってやっていくことだと思う。

また、ここに要保護児童対策地域協議会とあるが、そこに、ふさわしい人たちにきちんと入ってもらって、解決につなげていくことができればよい。学校の中の現場だけでつなげていくのは難しいと思う。

また、決して学校に行くだけがいいのではなく、フリースクールとか、いろいろな方法がある。今、日本ではニートが何十万という。フリースクールでもいいし、あるいは地域でもいいが、生きていくための教育をしていけたらいいと思う。

いくつか、この対策方針を読みながら感じたことを述べさせていただいた。

教育振興部長

この課題は昭和の時代からあって、そのときは登校拒否と言っていた。昭和63年に当時の総合教育センター、今の学校教育支援センターで中学校版の適応指導教室トライを発足させ、平成4年からフリーマインドという小学校の適応指導教室をはじめた。平成4年に、国が登校拒否を不登校と名称を改めた。どこの学校でも、どの家庭でも、どの子供でも起こり得る状態であるということで、名称そのものが改まったものである。それから残念ながら増えてきていることは否めないが、私どもとしては、従来の学校の教育活動の中だけでは、この不登校児の対策はなかなか難しいということで、当時の総合教育センター、今の学校教育支援センターを中心として取り組んできた。

今回の改定の理念に、いわゆる学校の関係者だけでなく、さまざまな人がこの不登校対策に取り組むということがある。7ページに、スクールカウンセラーやネリマフレンドについて記載している。ネリマフレンドは平成15年6月に始まり、大学生を中心としたお兄さん・お姉さんたちが、不登校児の家庭を訪問して、話し相手や遊び相手になり面倒を見る制度として発足した。このネリマフレンドについては、今後は登校の支援として付き添ってもらおうということを今回新たに位置づけた。

また、8ページの社会につながる支援で、要保護児童対策地域協議会とあるが、これは児童虐待のための会議体となる。不登校という現象の中に、児童虐待というケースが潜んでいる可能性もあるので、このような会議体で連携し対応していく。

さまざまなチャンネルを用意して、不登校の未然防止から、不登校になったときにはできる限り早期に回復すること、また、重篤なケースについてはできる限り改善を図る

ことということで、今回2年間の内容を踏まえて検討したものである。今後取組を進めていく中において、さらなる事業展開や改善を図る事項が出てきた際には、それについて適宜改善していきたいと考えている。

高柳委員

8ページの再登校支援のところ、フリースクール等と学校、教育委員会の連携を図るとあるが、練馬区で具体的な例はあるのか。

教育振興部長

フリースクール等とは、年に数回にわたって定例的な連絡会議を行っている。フリースクール等と連携を図りながら、その子にとって最も適切な状態は何かを検討していきたいと考えている。

教育長

ほかにいかがか。

不登校は、教育委員会としても最重要課題のひとつである。どうしても学校に戻れないなら、学校に戻らなくても、社会や人につながれるように、1人でも多くの子供たちが自立できるように支援していかなければいけない。学校へ戻ることが第一義的には大切なことだけれども、守備範囲を広くしてやっていきたいと思っている。今後、昨年度の不登校状況の報告で、不登校の原因や、適応指導教室にどれだけ通っているかなどの細かいデータが出てくるので、そのときにまた教育委員会の中で議論したいと思う。よろしく願います。

その他の報告は何かあるか。

教育総務課長

特段ない。

教育長

委員の皆様方から何かあるか。よろしいか。

それでは、以上で第7回教育委員会定例会を終了する。